証券コード　4116
平成28年６月８日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋馬喰町一丁目７番６号
大　日　精　化　工　業　株　式　会　社
代表取締役社長　高　橋　弘　二

第113期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第113期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席におさしつかえある場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月28日（火曜日）午後５時30分までに当社に到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月29日（水曜日）午前10時
２．場　　所　東京都中央区日本橋馬喰町一丁目７番６号
　当社本社ビル９階彩鳳
３．目的事項
報告事項　１．第113期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　２．第113期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役９名選任の件
第３号議案　補欠監査役１名選任の件
第４号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.daicolor.co.jp）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の観点から、将来の事業展開、経営基盤の強化並びに内部留保の充実等の事項を総合的に勘案しつつ、株主各位への利益還元を重視した配当政策を継続的に実施することを基本方針としております。

第113期の期末配当につきましては、当期の業績や財政状態及び経営環境等を総合的に勘案いたしました結果、以下のとおりといたしたく存じます。

① 配当財産の種類
金銭

② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金７円　総額649,798,268円
なお、中間配当金として７円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は１株当たり14円（前期比１円の増配）となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年６月30日

第２号議案　取締役９名選任の件

取締役高橋弘二、中村一男、中條建吾、吉田明男、花田和行、山南隆徳、服部 裕、榊原俊哉、齋藤 修、瀧野裕之、山田恒太郎の11氏は、本総会終結の時に任期が満了いたします。つきましては、経営体制の効率化のために２名減員し、取締役９名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	高橋弘二（たかはしこうじ） （昭和36年４月30日生）	昭和61年４月　新日本製鐵株式会社（現 新日鐵住金株式会社）入社 平成５年７月　当社入社 平成９年10月　当社経営管理室長 平成10年６月　当社取締役 平成12年６月　当社専務取締役 平成21年７月　当社取締役副社長 平成23年６月　当社代表取締役社長　現在に至る （重要な兼職の状況） ディー・エス・エフ株式会社代表取締役社長 （選任理由） 当社グループの一員として、社業全般に関わる業務に携わることにより、豊富な実務経験を積み業務全般を熟知しております。その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性を強化することを期待できるため、取締役候補者として選任をお願いするものです。	209,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	中村 一男（なかむら かずお） (昭和23年３月20日生)	昭和45年４月　当社入社 平成15年４月　当社ファインポリマー事業部事業部長 平成22年４月　当社執行役員 平成24年６月　当社取締役 平成25年６月　当社総務・人事、広報部門担当 当社合樹・着材第１事業部担当 当社コート材事業部担当 当社ファインポリマー事業部担当 平成25年９月　当社総務・人事本部室室長 平成26年６月　当社常務取締役 当社管理部門総括 当社購買センター担当 当社施設企画管理センター担当 当社国外事業室担当 平成27年４月　当社管理機構総括 当社総務・人事本部担当　現在に至る 当社広報本部担当　現在に至る 当社購買本部担当　現在に至る 当社海外事業本部担当　現在に至る 平成27年６月　当社代表取締役専務　現在に至る 当社生産機構総括　現在に至る 当社推進機構総括　現在に至る （重要な兼職の状況） 大日精化（上海）化工有限公司董事長 （選任理由） 当社グループの一員として、ファインポリマー事業部長、総務・人事本部室室長等を担当する等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。生産機構総括及び推進機構総括としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性を強化することを期待できるため、取締役候補者として選任をお願いするものです。	16,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	中條 建吾（なかじょう けんご） （昭和21年5月3日生）	昭和44年４月　当社入社 平成19年４月　当社顔料事業部事業部長 平成22年４月　当社執行役員 平成23年４月　当社常務執行役員 平成24年６月　当社取締役 平成25年６月　当社顔料事業部担当　現在に至る 当社化成品事業部担当 現在に至る 当社合樹・着材第２事業部担当　現在に至る 当社化学品海外事業室担当 平成26年６月　当社常務取締役 当社事業部門総括 当社オフセットインキ事業部担当 現在に至る 平成27年４月　当社事業機構総括　現在に至る 平成27年６月　当社代表取締役常務　現在に至る （選任理由） 当社グループの一員として、顔料事業部事業部長等を担当する等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。事業機構総括としての委嘱を踏まえ、またその経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性を強化することを期待できるため、取締役候補者として選任をお願いするものです。	18,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	榊原俊哉（さかきばらとしや） (昭和28年１月14日生)	昭和51年４月　当社入社 平成24年２月　当社CSR推進室室長 平成25年４月　当社執行役員 平成26年４月　当社上席執行役員 平成26年６月　当社取締役　現在に至る 当社管理部門担当 当社事業本部室担当 当社理財部担当 当社経営管理室担当 当社最高財務責任者　現在に至る 平成27年４月　当社管理機構担当 当社事業管理本部担当　現在に至る 当社経理・財務本部担当　現在に至る 当社情報システム本部担当　現在に至る 平成27年６月　当社推進機構担当　現在に至る （選任理由） 当社グループの一員として、CSR推進室室長等を担当する等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。推進機構担当及び最高財務責任者としての委嘱を踏まえ、またその経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性を強化することを期待できるため、取締役候補者として選任をお願いするものです。	11,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	齋藤 修（さいとう おさむ） （昭和28年７月27日生）	昭和54年４月　当社入社 平成24年４月　当社東京製造事業所事業所長　現在に至る 平成25年４月　当社執行役員 平成27年４月　当社上席執行役員 平成27年６月　当社取締役　現在に至る 当社生産機構担当　現在に至る 当社施設・設備本部担当　現在に至る （選任理由） 当社グループの一員として、東京製造事業所事業所長等を担当する等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。生産機構担当としての委嘱を踏まえ、またその経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性を強化することを期待できるため、取締役候補者として選任をお願いするものです。	10,000株
※6	多田 和資（ただ かずとも） （昭和27年２月18日生）	昭和50年４月　当社入社 平成24年５月　当社顔料事業部情報材料営業本部本部長 平成26年４月　当社執行役員 平成26年４月　当社顔料事業部事業部長 現在に至る 平成28年４月　当社上席執行役員　現在に至る （重要な兼職の状況） DAICOLOR ITALY S.R.L. 社長 （選任理由） 当社グループの一員として、顔料事業部事業部長等を担当する等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。事業機構担当としての委嘱を踏まえ、またその経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性を強化することを期待できるため、取締役候補者として選任をお願いするものです。	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
※7	小城義尚（こしろよしたか） (昭和28年11月29日生)	昭和54年４月　当社入社 平成26年11月　当社技術統括本部室次長 平成27年４月　当社執行役員 平成27年６月　当社技術機構総括補佐兼技術管理本部本部長　現在に至る 平成28年４月　当社上席執行役員　現在に至る （選任理由） 当社グループの一員として、技術管理本部本部長等を担当する等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。技術機構総括としての委嘱を踏まえ、またその経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性を強化することを期待できるため、取締役候補者として選任をお願いするものです。	0株
8	瀧野裕之（たきのひろゆき） (昭和22年11月28日生)	昭和43年４月　大阪合同株式会社（現 オー・ジー株式会社）入社 平成６年４月　同社社長室長 平成９年６月　同社取締役総合企画室長 平成13年６月　同社常務取締役海外担当 平成15年６月　同社専務取締役営業本部長 平成17年６月　同社代表取締役社長 平成25年６月　同社代表取締役会長　現在に至る 平成26年６月　当社取締役　現在に至る （重要な兼職の状況） オー・ジー株式会社代表取締役会長 （選任理由） オー・ジー株式会社の代表取締役会長も歴任されておられます。同氏の企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、取締役会の監督機能強化等、当社経営体制の一層の強化・充実を図ることを期待できる人材であると判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものです。	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
9	山田 恒太郎（やまだ つねたろう） （昭和16年９月13日生）	昭和39年４月　安藤建設株式会社（現　株式会社安藤・間）入社 平成５年６月　同社取締役横浜支店長 平成９年６月　同社常務取締役社長室長兼秘書室・情報センター担当 平成11年６月　同社専務取締役建築本部長・労政安全担当・社長室長・秘書室担当・NA運動推進室長 平成15年６月　同社取締役執行役員副社長建築本部担当・社長室長・秘書室担当 平成16年４月　同社代表取締役社長執行役員社長 平成23年４月　同社代表取締役会長 平成24年４月　同社相談役 平成25年３月　同社退職 平成27年６月　当社取締役 現在に至る （選任理由） 株式会社安藤・間の代表取締役会長を歴任しておられました。同氏の企業経営に関する豊かな経験と高い見識に基づき、広範でかつ高度な視点から当社グループの企業活動に有益なアドバイスが期待できる人材であると判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものです。	0株

（注）１．※印は、新任の取締役候補者です。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．瀧野裕之氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は本総会の終結の時をもって２年となります。なお、当社は瀧野裕之氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ています。
４．山田恒太郎氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は本総会の終結の時をもって１年となります。なお、当社は山田恒太郎氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ています。
５．社外取締役との責任限定契約について
当社は社外取締役が期待される役割を充分発揮できるよう、現行定款第27条第２項において社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定め、瀧野裕之氏及び山田恒太郎氏と責任限定契約を締結しております。瀧野裕之氏及び山田恒太郎氏の再任が承認された場合には、両氏との間で当該契約を継続する予定です。
その契約内容の概要は次のとおりです。
① 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
② 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠監査役１名の選任をお願いするものです。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりです。

氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する 当社の株式数
伊東君男（いとうきみお） （昭和24年12月23日生）	昭和43年４月　関東信越国税局入局 平成８年２月　税理士資格取得 平成14年７月　小千谷税務署長 平成20年７月　東京国税局調査第四部長 平成21年７月　東京国税局退官 税理士開業　現在に至る 平成25年４月　当社顧問税理士　現在に至る 平成25年６月　当社補欠監査役　現在に至る	0株

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．補欠監査役候補者伊東君男氏は、補欠の社外監査役として選任するものです。

３．補欠の社外監査役候補者とする理由、社外監査役として職務を適切に遂行することができると判断する理由及び社外監査役との責任限定契約について

(1) 補欠の社外監査役候補者とする理由について

伊東君男氏は、長年国税局の要職を歴任され、また税理士の経験から培われた財務及び会計知識を、監査役に就任された場合に当社の監査業務に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものです。

(2) 社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断する理由

伊東君男氏は、国税局の要職を歴任され、また税理士の経験から財務及び会計に精通し、業務及び会計監査に関する充分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

(3) 補欠の社外監査役との責任限定契約について

当社は社外監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、現行定款第36条第２項において社外監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、伊東君男氏が監査役に就任された場合には社外監査役として当社との間で責任限定契約を締結する予定です。

その契約内容の概要は次のとおりです。

① 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。

② 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

４．伊東君男氏が監査役に就任された場合には当社との税理士顧問契約は解除する予定です。

５．伊東君男氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定です。

第４号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時に退任されます取締役吉田明男氏、花田和行氏、山南隆徳氏及び服部裕氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

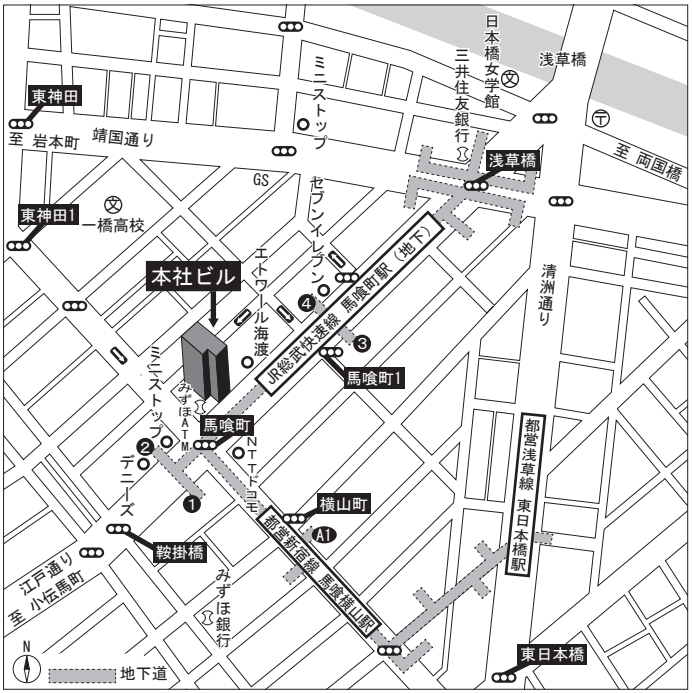
退任取締役の略歴は次のとおりです。

氏　　名	略　　歴
吉　田　明　男	平成19年６月　当社取締役 平成22年７月　当社常務取締役現在に至る
花　田　和　行	平成25年６月　当社取締役現在に至る
山　南　隆　徳	平成25年６月　当社取締役現在に至る
服　部　　裕	平成26年６月　当社取締役現在に至る

以上

株主総会会場ご案内略図

会場　東京都中央区日本橋馬喰町一丁目７番６号
　　当社 本社ビル ９階 彩鳳
交通　JR総武快速線　馬喰町駅より　徒歩２分
　　地下鉄都営新宿線　馬喰横山駅より　徒歩３分
　　地下鉄都営浅草線　東日本橋駅より　徒歩６分
　　地下鉄東京メトロ日比谷線　小伝馬町駅より　徒歩８分



＊当会場では駐車場のご用意ができませんので、公共交通機関をご利用の上ご来場ください。

（第113期定時株主総会招集通知添付書類）

第 113 期 報 告 書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

事　業　報　告
連結貸借対照表
連結損益計算書
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告
会計監査人の監査報告
監査役会の監査報告

大日精化工業株式会社

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済は、米国経済は個人消費主導の景気回復が続きましたが、欧州経済は回復過程ながらも力強さを欠き、中国や新興国経済は弱含みで推移しました。

また、日本経済は企業収益の改善を背景として回復基調でありましたが、年明け以降は円高の進行や株価の下落などにより不透明感が増してきました。

このような経済環境のもとで、当連結会計年度の売上高は、1,607億７千万円（前期比1.4%減）となりましたが、営業利益は高付加価値製品の拡販の成果もあり99億５千４百万円（同7.4%増）、経常利益は103億７千９百万円（同3.6%増）となりました。

一方、親会社株主に帰属する当期純利益は、39億４千６百万円（同30.3%減）となりました。これは事業用地の土壌入替など環境対策のための投資費用を特別損失に計上したためなどであります。

次に事業セグメントの業績についてご報告いたします。

なお、営業利益につきましては、全社費用等の配分前で記載しております。

＜化成品事業＞

当事業は、無機・有機顔料、各種着色剤、情報記録関連材料の製造・販売を行っております。情報記録関連の製品は好調に推移しましたが、塗料用の汎用顔料やカラーフィルター用の顔料の販売が低迷致しました。

これらの結果、当セグメントの売上高は242億９千９百万円（同0.6%増）となりましたが、営業利益は36億１千万円（同3.6%減）となりました。

＜化学品事業＞

当事業は、各種合成樹脂着色剤・コンパウンド、各種コート材の製造・販売を行っております。車両業界向け着色剤のうち、海外向けが好調に推移しました。一方で、国内の建材業界向けの製品群は弱含みました。アジアにおいてはタイ・上海のコンパウンドの事業拠点の業績が好調に推移しました。

これらの結果、当セグメントの売上高は871億７千９百万円（同3.1%減）となりましたが、営業利益は46億１千万円（同3.1%増）となりました。

＜高分子事業＞

当事業は、高分子製品、天然高分子製品の製造・販売を行っております。

車両業界向けの内装用材料は、北米市場向けを中心に伸長致しました。情報記録関連材料の特殊コーティング剤は産業資材向けなど好調に推移しました。

これらの結果、当セグメントの売上高は182億３千１百万円（同2.6%増）となり、営業利益は35億５千３百万円（同15.8%増）となりました。

＜印刷総合システム事業＞

当事業は、各種印刷インキの製造・販売及び事業に付帯する商品とサービスを提供しております。パッケージ業界向けグラビアインキは、飲料及び食品向けともに好調に推移しました。東南アジア市場においても生活関連向けや食品関連向けを中心に伸長致しました。

一方、オフセットインキは引き続き需要の減少により、低迷しました。

これらの結果、当セグメントの売上高は296億８百万円（同0.4%増）となり、営業利益は30億３千５百万円（同23.1%増）となりました。

＜その他事業＞

当事業は、グループ各社への不動産賃貸及び金融事業等を行っております。当セグメントの売上高は14億５千３百万円（同10.4%減）となり、営業損失は１億８千４百万円となりました。

(2) 対処すべき課題

わが国の景気経済は、輸出や生産は徐々に回復基調に転じてきているものの、個人消費は弱含みに推移しており、金融環境に落ち着きが出てきているとはいえ、本来の意味での力強さに欠ける状況にあります。新興国を中心とする海外経済においても懸念が払拭できている状況にあるとは言えず、当面、先行き予断を許さない状況が続くものと思われます。

当社グループではこのような経済環境の下で、引き続き景気の波に左右されない強固な収益構造体制を構築するとともに、「人に興味を持とう」、「新しいことに興味を持とう」、「未来に興味を持とう」との新たな企業理念を設定することにより、技術革新や商品開発等の新たな取り組みが人や企業の活性化につながり、ひいては社会に必要とされ、未来の社会の発展に貢献する姿勢を示すことで、さまざまなステークホルダーとの協働による持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を目指してまいります。

(3) 設備投資の状況

当社グループの当連結会計年度の設備投資の総額は41億６千１百万円であり、その主たるものとしては、当社の東海製造事業所の化成品事業設備の拡充、東海製造事業所の建物付帯設備の改修、更新、及びP.T.HI-TECH INK INDONESIAの生産設備増設等であります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度中において、当社グループは特記すべき資金調達は行っておりません。なお、当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行３行と総額80億円の特定融資枠契約（コミットメントライン）を締結しております。

(5) 財産及び損益の状況

区分	第 110 期 (平成25年３月期)	第 111 期 (平成26年３月期)	第 112 期 (平成27年３月期)	第 113 期 (当連結会計年度) (平成28年３月期)
売上高(百万円)	151,994	159,899	162,999	160,770
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	5,727	6,015	5,662	3,946
１株当たり当期純利益(円)	61.68	64.79	60.99	42.51
総資産(百万円)	157,211	165,044	177,458	173,744
純資産(百万円)	57,954	66,777	77,184	76,093
１株当たり純資産額(円)	604.42	699.49	807.57	791.43

(注) １．売上高、親会社株主に帰属する当期純利益、総資産、純資産は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

２．１株当たり当期純利益、１株当たり純資産額は、小数点第３位以下を四捨五入して表示しております。

３．従来、在外子会社の収益及び費用の換算方法については、在外子会社の期末日の直物為替相場により円貨に換算しておりましたが、第112期より期中平均為替相場により円貨に換算する方法に変更しております。なお、第111期の財産及び損益の状況については、遡及修正後の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
浮間合成株式会社	401百万円	94.3%	高分子事業製品の製造
ハイテックケミ株式会社	300百万円	100.0	化学品事業製品の製造
DAICOLORCHEM EU,S.A.	7,653千EUR	100.0	化成品事業製品の製造
DAINICHI COLOR(THAILAND),LTD.	234百万Baht	93.0	化学品事業製品の製造販売
DAINICHISEIKA,INC.	29,935千US$	100.0	米国地区における持株会社
DAINICHISEIKA(HK)COLOURING CO.,LTD.	83,000千HK$	100.0	化学品事業製品の販売
東莞大日化工廠有限公司	121,000千HK$	100.0	化学品事業製品の製造
DAINICHISEIKA CHEMICAL (SHENZHEN)FACTORY LTD.	84,930千HK$	100.0	化学品事業製品の製造
大日精化(上海)化工有限公司	19,150千US$	100.0	化学品事業製品、高分子事業製品及び印刷総合システム事業製品の製造販売
DAINICHI COLOR VIETNAM CO.,LTD.	8,700千US$	60.0	化学品事業製品の製造販売
DAINICHI COLOR INDIA PRIVATE LTD.	654,800千INR	83.7	化学品事業製品の製造販売
DM COLOR MEXICANA S.A.DE C.V.	10,000千US$	65.0	化学品事業製品の製造販売

(注) 1．資本金は、子会社の決算日現在であり表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2．当社の議決権比率は、当社子会社が有する議決権数も合わせて算出しております。
3．当社の議決権比率は、小数点第２位以下を切り捨てて表示しております。
4．DAINICHISEIKA,INC.は、清算手続き中の会社であります。
5．DAINICHISEIKA CHEMICAL(SHENZHEN)FACTORY LTD.は清算手続き中の会社であります。
6．DM COLOR MEXICANA S.A.DE C.V. は重要性が増加したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

事業部門別の主要な製品は以下のとおりであります。

事業区分	主要な製品
化成品事業	無機・有機顔料、各種着色剤、情報記録関連材料
化学品事業	各種合成樹脂着色剤・コンパウンド、各種コート材
高分子事業	高分子製品、天然高分子製品
印刷総合システム事業	各種印刷インキ、事業に付帯する商品とサービス
その他事業	グループ会社への不動産賃貸及び金融事業、その他

(8) 主要な営業所及び工場（平成28年３月31日現在）

① 当社

本社：東京

支社：東日本（東京）、中部（愛知）、西日本（大阪）

製造事業所：東京、川口（埼玉）、東海（静岡）、大阪、滋賀

② 子会社の主要な事業所

浮間合成株式会社：赤羽（東京）、佐倉（千葉）

ハイテックケミ株式会社：成田（千葉）

DAICOLORCHEM EU,S.A.：スペイン

DAINICHI COLOR(THAILAND),LTD.：タイ

DAINICHISEIKA(HK)COLOURING CO.,LTD.：香港

東莞大日化工廠有限公司：中華人民共和国

DAINICHISEIKA CHEMICAL(SHENZHEN)FACTORY LTD.：中華人民共和国

大日精化（上海）化工有限公司：中華人民共和国

DAINICHI COLOR VIETNAM CO.,LTD.：ベトナム

DAINICHI COLOR INDIA PRIVATE LTD.：インド

DM COLOR MEXICANA S.A.DE C.V.：メキシコ

(9) 使用人の状況（平成28年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
化成品事業	523名	16名減
化学品事業	2,023	43名減
高分子事業	303	8名増
印刷総合システム事業	616	10名増
その他事業	82	32名増
全社（共通）	151	15名減
合計	3,698	24名減

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,461名	16名増	43.0歳	19.5年

(10) 主要な借入先の状況（平成28年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	6,543百万円
株式会社みずほ銀行	5,789
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	5,586
みずほ信託銀行株式会社	3,353
株式会社千葉銀行	3,259
株式会社足利銀行	2,395

（注） 主要な借入先の状況は、当社の借入先及び借入額を記載しております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　250,000,000株

② 発行済株式の総数　93,065,554株（うち自己株式237,230株）

③ 株主数　4,224名

④ 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社三井住友銀行	4,412千株	4.75%
三井生命保険株式会社	3,273	3.52
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	3,005	3.23
株式会社みずほ銀行	2,903	3.12
みずほ信託銀行株式会社	2,750	2.96
大日精化従業員持株会	2,528	2.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,135	2.29
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,855	1.99
高橋靖	1,815	1.95
日本パーカライジング株式会社	1,798	1.93

（注）１．持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（237,230株）を減じた株式数を基準に算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

２．持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 新株予約権等の状況（平成28年３月31日現在）

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高橋弘二	社長室、秘書室、内部監査室、 生産企画室担当 ディー・エス・エフ株式会社代表取締役社長
代表取締役専務	中村一男	生産機構総括 推進機構総括 総務･人事本部、広報本部、 購買本部、海外事業本部担当 大日精化（上海）化工有限公司董事長
代表取締役常務	中條建吾	事業機構総括 顔料事業部、化成品事業部、 合樹･着材第２事業部、 オフセットインキ事業部担当
常務取締役	吉田明男	技術機構総括 技術管理本部担当 顔料技術最高責任者 CSR・リスク管理推進本部担当
取締役	花田和行	技術機構研究開発担当 基幹技術本部担当
取締役	山南隆徳	技術機構事業開発担当 事業開発本部担当 事業機構担当 ケミカルバイオ事業部担当
取締役	服部裕	事業機構担当 合樹・着材第１事業部、 コート材事業部、 ファインポリマー事業部、 グラビアインキ事業部担当 大日プラボード株式会社代表取締役社長
取締役	榊原俊哉	推進機構担当 事業管理本部、経理・財務本部、 情報システム本部担当 最高財務責任者 ハイブリッジ株式会社代表取締役社長
取締役	齋藤修	生産機構担当 施設・設備本部担当
社外取締役	瀧野裕之	オー・ジー株式会社代表取締役会長
社外取締役	山田恒太郎	
監査役（常勤）	橋口典義	
監査役（常勤）	横田修	
社外監査役	石山弘	
社外監査役	永島一夫	

（注）１．取締役瀧野裕之氏は社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。なお、当社はオー・ジー株式会社との間には特別な関係はありません。
２．取締役山田恒太郎氏は社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
３．社外監査役石山弘氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．社外監査役石山弘氏及び永島一夫氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
５．平成27年６月26日開催の第112期定時株主総会終結の時をもって、取締役高橋靖氏は任期満了により、監査役荒居和彦氏は辞任により退任いたしました。

② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	12名 （ 2）	276百万円 （ 12）
監査役 （うち社外監査役）	5 （ 2）	46 （ 12）
合計	17	323

（注）１．上記報酬等の額には、平成27年６月26日開催の第112期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名、監査役１名を含んでおります。
２．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
３．取締役の報酬限度額は、平成26年６月27日開催の第111期定時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）と決議いただいております。
なお、使用人兼務取締役の使用人分給与をこの報酬限度額に含まないものと決議いただいております。
４．監査役の報酬限度額は、平成４年６月26日開催の第89期定時株主総会において年額95百万円以内と決議いただいております。
５．上記報酬等の額には、当事業年度に費用処理した役員退職慰労引当金繰入額32百万円(取締役12名28百万円(うち社外取締役２名０百万円)、監査役５名３百万円（うち社外監査役２名０百万円)）を含んでおります。
６．平成27年６月26日開催の第112期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を取締役１名に200百万円、監査役１名に12百万円を支給しております。
７．記載金額は、百万円未満を切り捨てております。

③　社外役員に関する事項

イ．当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（14回開催）		監査役会（17回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
社外取締役　瀧野裕之	14回	100%	―	―
社外取締役　山田恒太郎	10	100	―	―
社外監査役　石山　弘	14	100	17回	100%
社外監査役　永島一夫	14	100	17	100

（注）１．山田恒太郎氏は、平成27年６月26日開催の第112期定時株主総会において取締役に就任しております。

２．社外取締役山田恒太郎氏の取締役会出席回数及び出席率は、取締役就任後の回数であります。

３．出席率は、小数点未満を切り捨てております。

・取締役会及び監査役会における発言状況

社外監査役石山弘氏は、税理士の経験から財務・会計の適切な知見から意見を述べ、また、社外取締役瀧野裕之氏、山田恒太郎氏、社外監査役永島一夫氏は、他社での企業集団経営における豊富な経験と能力、幅広い見識から意見を述べるなど、取締役会または監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

ロ．責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、各社外役員との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。ただし、各社外役員がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとしております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　監査法人　保森会計事務所

② 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	46百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46

（注）１．当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

３．当該金額について、当社監査役会は、会計監査人から監査計画（監査方針、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容及び報酬見積の額について、前期の実績評価を踏まえ、前期の計画と実績・報酬総額・時間当たり報酬単価等との比較検討及び経理部門等の情報・見解の確認等を行い検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第１項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤　責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。ただし、会計監査人がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとしております。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

①業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について取締役会で決議した内容の概要は以下のとおりであります。

１.取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ⅰ.当社及び当社グループ会社に係わる重要事項は、法令及び定款に従い取締役会で決定します。

ⅱ.取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、かつ社会的責任及び企業倫理の課題を果すため、「社是」のもと、「ＣＳＲ基本方針」「大日精化グループ企業倫理憲章」「役職員行動規範」などを制定し周知徹底させます。

２.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ⅰ.当社は「情報セキュリティ管理規程」及び「文書保存管理規程」を定め業務上の情報の保存・管理に関して適切な運用を行います。

ⅱ.取締役の職務の執行に係る取締役会議事録、稟議書等に係る情報については、取締役及び監査役がこれらの情報を必要とするときにはいつでも閲覧することができるよう、適切に保存します。

３.損失の危機管理に関する規程その他の体制

様々なリスクに対応するため、「リスク管理規程」を定め、業務を分掌・管理する各々の機構組織部門において管理します。また、取締役を責任者として組織されているＣＳＲ・リスク管理推進本部がリスク評価を進めると共に、全般的なリスクを統括します。

４.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ⅰ.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については事前に、常務以上の役付き取締役によって構成される経営戦略会議において審議し、取締役会にて執行決定を行います。

また、予算、進捗管理、決算、投資に関わる重要案件については関係する取締役及び機構組織のメンバーによって構成される損益管理委員会にて審議します。

ⅱ.取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織分掌規程」、「職務権限規程」を定め、それぞれの権限とその責任の範囲を明確にします。

5.使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、かつ社会的責任及び企業倫理の課題を果たすため「社是」のもと「ＣＳＲ基本方針」「大日精化グループ企業倫理憲章」「役職員行動規範」などを制定し、周知徹底させます。

また、ＣＳＲ・リスク管理推進本部は、コンプライアンス相談・通報窓口を通じてコンプライアンス違反の早期発見・是正の体制を整備します。

6.当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ⅰ.当社及び当社グループ会社の適正な業務の推進を確保するために「関係会社管理規程」、「職務権限規程」において子会社の決裁、報告の基準を定め、子会社の自主性を確保しつつ、重要事項に関し当社の業務担当部門が関与することにより、報告・決定が適正に行われる体制を整備します。

ⅱ.当社及び当社グループ会社の全てに適用される「リスク管理規程」を定め、CSR・リスク管理推進本部がリスクの評価及び情報の共有を図ると共にリスク管理体制を整備します。

ⅲ.当社及び当社グループ会社の全てに適用される、「社是」「企業理念」「大日精化グループ企業倫理憲章」「役職員行動規範」「コンプライアンス規程」等の諸規程を定め、当社及び当社グループ会社の業務の適正を確保するための体制を整備します。

7.監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制

監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することとしております。

8.当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動等については監査役会の同意を要件とし、取締役からの独立性を確保します。

9.監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性を確保するための体制

監査役補助者は、その職務を行うに当たっては監査役の指示にのみ従うものとすることにより、監査役の監査補助者に対する指示の実効性を確保します。

10.取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

監査役は取締役会に出席すると共に、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、その他の重要会議または委員会に出席することができます。

11.その他監査役への報告の体制

当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与

える重要な事項について監査役に都度報告するものとします。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとします。

12. 前号の報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループでは、監査役に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いをしない旨の定めを「内部通報規程」に置くことにより、当該不利益な取扱いを受けないことを確保する体制を整備します。

13. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ⅰ. 監査役は、取締役会に出席すると共に、重要事項を審議及び報告する会議に出席することができます。

ⅱ. 監査役は必要に応じて稟議書等の関係資料を閲覧することで、監査の実効性を高めます。

14. 監査役の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査役の請求等の内容が明らかに当該職務に必要でないと認められる場合を除き、当該請求等に従い速やかに処理を行います。

15. 金融商品取引法に基づく内部統制の整備体制

金融商品取引法第24条第４項第４号に規定する「内部統制報告書」の有効かつ適切な提出のため「財務報告に係る内部統制委員会」が主管して財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムを構築すると共に内部統制が適正に機能していることを継続的に評価し、必要があれば適切な是正・指導を行う体制を整備します。

16. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社グループ会社は、「大日精化グループ企業倫理憲章」と「役職員行動規範」により反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、圧力を受けた場合は毅然とした対応をとります。

また、一層複雑化する反社会的勢力からの被害を防止するために、「反社会的勢力排除宣言」を作成し、総務部が関係機関との密接な連携を取りながら、社内啓発活動を行います。また、当社グループ会社の関係部門との協力・連携体制を強化します。

②業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための運用状況の概要は、以下のとおりであります。

当事業年度においては、平成27年５月に施行された改正会社法及び改正会社法施行規則に対応

するため、当社では、平成27年４月に内部統制システムの整備に関する基本方針とそれに関連する社内規程を改定し、運用しております。

１．コンプライアンスに対する取組みについて

「社是」のもと「ＣＳＲ基本方針」、「大日精化グループ企業倫理憲章」、「役職員行動規範」等を制定し、当社及び当社グループのすべての役職員に周知徹底を図るとともに、内部統制監査によるモニタリングを通じ、法令及び定款違反の発生又は発生するおそれのある場合は、厳正な調査を行い、客観的な事実関係を見極め、適切な対応方法を選択し、再発防止を図っております。

また、内部通報制度として、監査役への直接通報のフローを設定すると同時に、会社側窓口に対する通報があった場合には、速やかに監査役への連絡を行うフローも設定いたしました。

通報された情報は、独立社外監査役も含めた監査役会で共有化される仕組みとなっております。

さらに、会社側が内部通報制度によって得られた情報は、CSR・リスク管理推進本部にて直ちに内容を確認・検証し、同時に、その内容の重要度に応じて取締役会にも報告することとしております。

また、「内部通報規程」 を置くことにより、監査役に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として当該不利益な取扱いを受けないことを確保する体制を構築しております。

２．職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組みについて

取締役会は当期において14回開催されました。取締役会の審議資料は必要に応じて事前配布され、更に社外役員に対しては議題の事前説明を行う等、出席者が十分な準備を行えるように配慮しております。取締役会議事録や重要事項に関する稟議書等の取締役の職務執行に関する情報については、「文書保存管理規程」等の社内規程に基づき、適切に保存され、取締役及び監査役は、これらの情報を必要とする時にはいつでも閲覧することができます。

また、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、常務以上の役付き取締役によって構成される経営戦略会議において審議し、予算、進捗管理、決算、投資に関わる重要案件については関係する取締役及び機構組織のメンバーによって構成される損益管理委員会にて審議しております。

３．損失の危険の管理に対する取組みについて

「リスク管理規程」に基づき、取締役を責任者として組織されているＣＳＲ・リスク管理推進本部が全般的なリスクを統括し、当社に関わるリスクへの適切な対応を行っております。

４．監査役の監査が実効的に行われることに対する取組みについて

監査役会は、独立社外監査役２名を含む監査役４名で構成されております。監査役会は当期において17回開催され、各監査役から監査方針、職務の分担に従い、監査に関する重要事項の報告

及び協議又は決議を行っております。

監査役は取締役会に出席するとともに、重要事項を審議及び報告する会議に出席することができます。

監査役は、取締役や内部監査室と連携し、監査を行うにあたって必要となる情報収集を行うとともに、収集した情報に不足がある場合には、会社に対し必要な情報や資料の提供を求めております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

会社法施行規則第118条第３号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）の内容は以下のとおりであります。

① 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、企業価値の様々な源泉、当社をご支持くださる多数のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させる者でなければならないと考えております。

当社の株式は譲渡自由が原則であり、金融商品取引所に上場する株式会社としての当社株主の在り方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決定されるものであるとともに、会社の方針を支配する者の在り方についても、最終的には株主の皆様のご意思に基づき決定されるべきものであります。

また、当社の支配権の移転を伴う大規模な買付提案等があった場合であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、一概に否定するものではなく、これに応ずるか否かのご判断も、最終的には株主の皆様のご意思に基づき行われるべきものと理解しております。

しかしながら、わが国の資本市場における株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、当社や株主の皆様に対して買付に係る内容及び代替案等を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付目的や買付後の経営方針等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付に応じることを株主の皆様に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が当社の有する本来の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして不適切であるもの等々、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切でないと考えております。

② 会社支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社は、1931年（昭和６年）に顔料・着色剤の製造・販売を目的に設立して以来、世界に数少ない色彩の総合メーカーとしての地位を築いてまいりました。プラスチック時代の幕開けとなった1940年代半ばより各種プラスチック製品の着色化に貢献、また合成繊維の誕生に合わせて化・合成繊維の原液着色の技術を先駆して世に送り出しました。このような創業以来培ってきました技術の継承と新規分野の研究開発を背景に、顔料特性を熟知した素材メーカーとして、カラー化時代の先取りと様々なユーザーニーズに応える分散・加工・配合等の基本技術と応用展開の結実として、現在、各種合成樹脂着色剤、各種印刷インキ、合成樹脂に加えて時代の要請に即した機能性付与製品やＩＴ関連製品、環境配慮型製品まで多様な製品ラインアップを擁し、色彩の総合メーカーとして広範な業界の多数のお取引先から厚い信頼を得ております。

このように、当社は創立以来蓄積してきた「有機無機合成・顔料処理技術」「分散・加工技術」「樹脂合成技術」の３つのコア技術を企業価値の源泉とし、品質・コスト競争力とブランドの向上に努めながら色彩の総合メーカーとして、株主の皆様、取引先の皆様、従業員、さらには地域社会等との長年に亘る信頼関係を構築しております。これらは、数値に表れ難い企業価値として重要な要素と認識しております。

当社は、製品事業部門ごとに中期３ケ年事業計画を遂行しており、また、「グローバル企業としての事業基盤の強化」を目標とし、内外グループ企業全体としての経営資源の効率化や利益の最大化にも取り組んでおります。

当社は、「大日精化環境ビジョン」、「大日精化環境方針」、「環境に関する経営基本方針」を制定しております。人類文化の保護発展と自然環境を護り、企業のよってたつ「環境・健康・安全」を良好に保つことを企業目的の一つとしております。国際規則及び国内外の関係法令を遵守するとともに、企業活動に伴う資源・エネルギーの効率的な利用、産業廃棄物の減量、再資源化・再利用化、安全のための予防・緊急対策等をも含めて化学メーカーとしての行動指針としております。

また、コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化を通じて、経営の透明性及び効率性を確保し、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの信頼をより高め、社会責任を全うするため、ガバナンス機能の充実が経営上の重要な課題であると認識しております。法令遵守及びリスク管理等の徹底のために、「ＣＳＲ・リスク管理推進本部」を設置し、内部監査の独立部門である内部監査室と情報の共有化を図り、内部統制システムの充実に積極的に取り組んでおります。

以上、当社では多くの投資家の皆様に中長期的に当社への投資を継続していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上のため、役員・社員一丸となって上記のような取組みを実施しております。今後とも株主の皆様、お取引先、従業員、地域社会等のステークホルダー

からの信頼を磐石なものとするため一層その充実、拡充に努める所存であります。これらの取組みは上記①会社の支配に関する基本方針の実現にも資するものと考えております。

③　会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み

当社は、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための取組みとして「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）について、平成26年6月27日開催の第111期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、株主の皆様にご承認いただき継続しております。

本プランの対象となる当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

本プランにおける大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関しては、次のとおり一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設けており、大規模買付ルールによって、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②必要情報の提供完了後、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付けの場合は最長60日間、またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価・検討等の取締役会評価期間として設定し、取締役会評価期間、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというものです。

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める検討可能な対抗措置をとることがあります。

このように対抗措置をとる場合、その判断の客観性及び合理性を担保するために、取締役会は対抗措置の発動に先立ち、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役または社外有識者から選任された委員で構成する独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置の発動の是非について、取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。なお、本プランの有効期限は平成29年6月に開催予定の当社第114期定時株

主総会の終結の時までとします。本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の株主の一定割合の意思表示が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議等が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

継続後の本プランの詳細につきましては、当社インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.daicolor.co.jp)に掲載しております。

④ 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

本プランは、①買収防衛策に関する指針において定める三原則を充足していること及び経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっていること、②当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること、③株主総会での承認により発効しており、株主意思を反映するものであること、④独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の判断を重視するものであること、⑤デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策でないこと等の理由から、基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の観点から、将来の事業展開、経営基盤の強化並びに内部留保の充実等の事項を総合的に勘案しつつ、株主各位への利益還元を重視した配当政策を継続的に実施することを基本方針としております。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部	
流動資産	**101,711**
現金及び預金	25,128
受取手形及び売掛金	47,432
商品及び製品	17,895
仕掛品	329
原材料及び貯蔵品	8,158
繰延税金資産	1,207
その他	1,615
貸倒引当金	△56
固定資産	**72,033**
有形固定資産	**45,396**
建物及び構築物	16,430
機械装置及び運搬具	7,439
工具、器具及び備品	1,124
土地	19,002
リース資産	764
建設仮勘定	634
無形固定資産	**1,621**
投資その他の資産	**25,015**
投資有価証券	17,734
出資金	485
繰延税金資産	871
退職給付に係る資産	3,699
その他	2,254
貸倒引当金	△29
資産合計	**173,744**

負債の部	
流動負債	**61,123**
支払手形及び買掛金	26,282
短期借入金	16,487
1年内返済予定の長期借入金	9,477
リース債務	309
未払法人税等	920
賞与引当金	2,133
環境対策引当金	98
その他	5,413
固定負債	**36,526**
長期借入金	20,083
リース債務	635
繰延税金負債	216
役員退職慰労引当金	192
関係会社整理損失引当金	8
環境対策引当金	5,859
退職給付に係る負債	9,065
その他	465
負債合計	**97,650**
純資産の部	
株主資本	**69,838**
資本金	**10,039**
資本剰余金	**9,238**
利益剰余金	**50,662**
自己株式	**△102**
その他の包括利益累計額	**3,628**
その他有価証券評価差額金	**5,621**
繰延ヘッジ損益	**△8**
為替換算調整勘定	**269**
退職給付に係る調整累計額	**△2,252**
非支配株主持分	**2,626**
純資産合計	**76,093**
負債純資産合計	**173,744**

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		160,770
売上原価		133,065
売上総利益		27,705
販売費及び一般管理費		17,750
営業利益		9,954
営業外収益		
受取利息	78	
受取配当金	376	
固定資産賃貸料	143	
持分法による投資利益	333	
保険配当金	198	
その他	421	1,552
営業外費用		
支払利息	592	
為替差損	420	
その他	115	1,127
経常利益		10,379
特別利益		
固定資産売却益	463	
関係会社整理損失引当金戻入額	153	
受取保険金	94	
その他	111	823
特別損失		
固定資産売却損	133	
環境対策費	5,584	
その他	178	5,896
税金等調整前当期純利益		5,305
法人税、住民税及び事業税	2,208	
法人税等調整額	△907	1,301
当期純利益		4,004
非支配株主に帰属する当期純利益		58
親会社株主に帰属する当期純利益		3,946

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年４月１日期首残高	10,039	9,193	48,097	△99	67,231
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△1,299		△1,299
親会社株主に帰属する当期純利益			3,946		3,946
自己株式の取得				△3	△3
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		45			45
連結子会社の決算期変更に伴う変動			△34		△34
連結範囲の変動			△46		△46
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	―	45	2,565	△3	2,606
平成28年３月31日期末残高	10,039	9,238	50,662	△102	69,838

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成27年４月１日期首残高	6,188	△14	1,376	188	7,739	2,213	77,184
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当							△1,299
親会社株主に帰属する当期純利益							3,946
自己株式の取得							△3
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							45
連結子会社の決算期変更に伴う変動							△34
連結範囲の変動							△46
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△567	6	△1,107	△2,441	△4,110	412	△3,697
当連結会計年度変動額合計	△567	6	△1,107	△2,441	△4,110	412	△1,090
平成28年３月31日期末残高	5,621	△8	269	△2,252	3,628	2,626	76,093

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　28社

・主要な連結子会社の名称　浮間合成株式会社
ハイテックケミ株式会社
DAINICHISEIKA(HK)COLOURING CO.,LTD.

② 非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称　亞祿股份有限公司

・連結の範囲から除いた理由　非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

・持分法適用の関連会社数　３社

・会社等の名称　TAI CHIN CHEMICAL INDUSTRY CO.,LTD.
三宝精密化学工業株式会社
PLALLOY MTD.B.V.

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・主要な会社等の名称　ESTA FINE COLOR CORPORATION

・持分法を適用しない理由　各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

③ 持分法適用手続きに関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結の範囲の変更に関する事項

当連結会計年度からDM COLOR MEXICANA S.A.DE C.V. は重要性が増加したことにより連結の範囲に含めることとしております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちDAINICHI COLOR INDIA PRIVATE LTD.を除く在外連結子会社18社の決算日は12月31日であります。連結に際しては当該財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

なお、当連結会計年度より、連結子会社のDAINICHI COLOR INDIA PRIVATE LTD.は決算日を12月31日から３月31日に変更しております。決算期変更に伴う当該連結子会社の平成27年１月１日から平成27年３月31日までの損益については、利益剰余金の増減として調整しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．売買目的有価証券　　時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）

ロ．満期保有目的の債券　　償却原価法（定額法）

ハ．その他有価証券

・時価のあるもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

・時価のないもの　　主として移動平均法による原価法

ニ．デリバティブ　　時価法

ホ．運用目的の金銭の信託　　時価法

ヘ．たな卸資産の評価基準及び評価方法

当社及び国内連結子会社は主として総平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

在外連結子会社は、主として先入先出法による低価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

原則として定率法を採用しておりますが、当社の東海製造事業所の建物、機械装置及び在外連結子会社の建物及び構築物、機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品について定額法を採用しております。なお、当社の東海製造事業所以外の事業所及び国内連結子会社の平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）についても定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	８～50年
機械装置及び運搬具	４～10年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、市場販売目的のソフトウェアについては、販売見込有効期間（３年）、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

ハ．リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金

当社及び国内連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ．環境対策引当金

環境対策を目的とした支出に備えるため、当連結会計年度末における支出見込額を計上しております。

ニ．役員退職慰労引当金

当社は、役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

ホ．関係会社整理損失引当金

関係会社の整理に伴う損失に備えるため、当社が負担することとなる当連結会計年度末における損失見込額を計上しております。

④　重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用し、また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象…外貨建金銭債権・債務及び外貨建予定取引、借入金

ハ．ヘッジ方針　　主として当社の内部規程である「デリバティブ取引に係るリスク管理方針」に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジする目的に限定して行い、短期的な売買差益を獲得する目的や投機目的とした取引は一切行わないものとしております。

ニ．ヘッジ有効性評価の方法　　主として当社は市場金利変動型の借入金に係る金利変動によるキャッシュ・フロー変動リスクの有効性の評価方法として、借入金の変動リスクにかかわる金利変動額と金利スワップ取引の金利変動額との累計を比率分析により測定し、有効性の評価を行っております。なお、有効性の評価は、定期的に実施することとしております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

⑤　その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．退職給付に係る会計処理の方法　　退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ロ．消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(6) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、原則として５年間の定額法により償却を行っております。

２．会計方針の変更に関する注記

（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更）

平成25年９月13日改正の「企業結合に関する会計基準」等の適用

１．会計方針の変更の内容及び理由（会計基準等の名称）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号 平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度より適用（ただし、連結会計基準第39項に掲げられた定めを除く。）し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。

また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合について、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

２．遡及適用をしなかった理由等

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)、連結会計基準第44－５項(4)及び事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

３．連結計算書類の主な項目に対する影響額

この結果、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は45百万円減少しております。また、当連結会計年度末の資本剰余金が45百万円増加しております。

３．表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表）

前連結会計年度において区分掲記しておりました「資産除去債務」（当連結会計年度307百万円）については、重要性が減少したため、固定負債の「その他」に含めて表示しております。

４．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	4,562百万円
機械装置及び運搬具	2,398百万円
工具、器具及び備品	432百万円
土地	1,090百万円
投資有価証券	401百万円
計	8,884百万円

上記の物件は、長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）1,023百万円の担保に供している他、DAINICHI COLOR INDIA PRIVATE LTD.の金融機関からの長期借入金70百万円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	78,804百万円
(3) 保証債務	133百万円
(4) 受取手形割引高	147百万円
受取手形裏書譲渡高	1百万円

５.連結損益計算書に関する注記

(1)環境対策費

当社の敷地内(東京製造事業所及び東海製造事業所)で、自主的な地下水汚染対策として、土壌入替等を行うことによる発生費用の見込額等を計上したものであります。

６．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	93,065千株	－千株	－千株	93,065千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	230千株	６千株	－千株	237千株

（注）自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ．平成27年６月26日開催の第112期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　649百万円
・１株当たり配当額　7.0円
・基準日　平成27年３月31日
・効力発生日　平成27年６月29日

ロ．平成27年11月10日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　649百万円
・１株当たり配当額　7.0円
・基準日　平成27年９月30日
・効力発生日　平成27年12月４日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

平成28年６月29日開催予定の第113期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　649百万円
・配当の原資　利益剰余金
・１株当たり配当額　7.0円
・基準日　平成28年３月31日
・効力発生日　平成28年６月30日

７．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、主として短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、「信用管理規程」に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

なお、デリバティブは取引の種類、限度額等を定めた管理規程に従い行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額(*)	時　価　（　＊　）	差　額
(1)現金及び預金	25,128百万円	25,128百万円	―百万円
(2)受取手形及び売掛金	47,432	47,432	―
(3)投資有価証券			
その他有価証券	14,974	14,974	(―)
(4)支払手形及び買掛金	(26,282)	(26,282)	(―)
(5)短期借入金	(16,487)	(16,487)	(―)
(6)長期借入金	(29,561)	(29,697)	(135)
(7)デリバティブ取引	(14)	(14)	(―)

(*)負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

(注) １．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、投資信託等は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4)支払手形及び買掛金、並びに(5)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)長期借入金（１年内返済予定の長期借入金含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(7)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(7)デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(6)参照）。

２．非上場株式（連結貸借対照表計上額665百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　791円43銭

(2) １株当たり当期純利益　42円51銭

９．重要な後発事象に関する注記

（重要な固定資産の譲渡）

当社の現在清算中の連結子会社であるDAINICHISEIKA CHEMICAL(SHENZHEN)FACTORY LTD.は、平成27年11月25日に固定資産の売買契約を締結し、平成28年４月８日に譲渡を完了しました。

(1) 譲渡の理由

DAINICHISEIKA CHEMICAL(SHENZHEN)FACTORY LTD.の清算手続きの一環として、固定資産を処分するものであります。

(2) 譲渡資産の概要

譲渡資産の内容	土地　25,002.53㎡　建物　27,755.51㎡
譲渡資産の所在地	中国広東省深セン市

(3) 譲渡先の概要等

名称	深セン市兆威機電有限公司
所在地	中国広東省深セン市
当社グループとの関係	当社グループと当該会社との間には、特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

(4) 当該事項の損益に与える影響

当該固定資産の譲渡に伴い、第114期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）において、固定資産売却益861百万円を特別利益として計上する見込みです。

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**71,891**	**流動負債**	**45,991**
現金及び預金	10,352	支払手形	1,289
受取手形	8,853	買掛金	23,626
売掛金	35,967	短期借入金	7,485
商品及び製品	12,339	１年内返済予定の長期借入金	8,914
仕掛品	307	リース債務	202
原材料及び貯蔵品	2,703	未払金及び未払費用	1,955
短期貸付金	46	未払消費税等	246
繰延税金資産	765	未払法人税等	213
その他	607	賞与引当金	1,474
貸倒引当金	△51	環境対策引当金	98
固定資産	**52,932**	設備関係支払手形	185
有形固定資産	**18,427**	その他	298
建物	6,199	**固定負債**	**30,031**
構築物	810	長期借入金	17,802
機械及び装置	2,853	繰延税金負債	41
車両運搬具	24	リース債務	586
工具、器具及び備品	788	退職給付引当金	5,088
土地	6,795	役員退職慰労引当金	192
リース資産	500	債務保証損失引当金	127
建設仮勘定	454	環境対策引当金	5,859
無形固定資産	**619**	資産除去債務	294
借地権	126	その他	39
その他	493	**負債合計**	**76,023**
投資その他の資産	**33,885**	**純資産の部**	
投資有価証券	10,307	**株主資本**	**44,603**
関係会社株式	12,913	**資本金**	**10,039**
関係会社出資金	4,310	**資本剰余金**	**8,137**
長期貸付金	403	資本準備金	8,137
前払年金費用	4,542	**利益剰余金**	**26,528**
破産更生債権等	3	利益準備金	2,224
保険積立金	667	その他利益剰余金	24,304
その他	755	圧縮記帳積立金	2,558
貸倒引当金	△17	別途積立金	5,870
		繰越利益剰余金	15,875
		自己株式	**△102**
		評価・換算差額等	**4,198**
		その他有価証券評価差額金	4,199
		繰延ヘッジ損益	△1
		純資産合計	**48,801**
資産合計	**124,824**	**負債純資産合計**	**124,824**

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**117,810**
売上原価		**98,955**
売上総利益		**18,855**
販売費及び一般管理費		**13,341**
営業利益		**5,514**
営業外収益		
受取利息	16	
受取配当金	735	
固定資産賃貸料	217	
保険配当金	145	
その他	270	1,385
営業外費用		
支払利息	392	
為替差損	127	
手形売却損	7	
固定資産賃貸費用	111	
その他	69	707
経常利益		**6,191**
特別利益		
固定資産売却益	470	
その他	72	543
特別損失		
固定資産除却損	80	
環境対策費用	5,559	
関係会社株式評価損	595	
その他	69	6,305
税引前当期純利益		**429**
法人税、住民税及び事業税	933	
法人税等調整額	△1,021	△87
当期純利益		**517**

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成27年4月1日期首残高	10,039	8,137	8,137	2,224	2,317	5,870	16,898	27,311	△99	45,389
当期変動額										
圧縮記帳積立金の積立					58		△58	—		—
税率変更による積立金の調整額					182		△182	—		—
剰余金の配当							△1,299	△1,299		△1,299
当期純利益							517	517		517
自己株式の取得									△3	△3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	—	—	240	—	△1,023	△782	△3	△785
平成28年3月31日期末残高	10,039	8,137	8,137	2,224	2,558	5,870	15,875	26,528	△102	44,603

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成27年4月1日期首残高	4,854	—	4,854	50,243
当期変動額				
圧縮記帳積立金の積立				—
税率変更による積立金の調整額				—
剰余金の配当				△1,299
当期純利益				517
自己株式の取得				△3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△655	△1	△656	△656
当期変動額合計	△655	△1	△656	△1,442
平成28年3月31日期末残高	4,199	△1	4,198	48,801

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券　　償却原価法（定額法）

② 関係会社株式　　移動平均法による原価法

③ その他有価証券

・時価のあるもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　　移動平均法による原価法

④ デリバティブ　　時価法

⑤ たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、東海製造事業所の建物、機械及び装置については定額法を採用しております。なお、東海製造事業所以外の事業所の平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）についても、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　８～50年

機械及び装置　　８年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、市場販売目的のソフトウェアについては、販売見込有効期間（３年）、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産　　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

③ 環境対策引当金

環境対策を目的とした支出に備えるため、当事業年度末における支出見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ．数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

⑥ 債務保証損失引当金

債務保証の履行による損失に備えるため、被保証先の財務内容等を勘案して、損失負担見込額を見積り計上しております。

(4) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法　繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用し、また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象　ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ
ヘッジ対象…外貨建金銭債権・債務及び外貨建予定取引、借入金

③ ヘッジ方針　内部規程である「デリバティブ取引に係るリスク管理方針」に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジする目的に限定して行い、短期的な売買差益を獲得する目的や投機目的とした取引は一切行なわないものとしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法　市場金利変動型の借入金に係る金利変動によるキャッシュ・フロー変動リスクの有効性の評価方法として、借入金の変動リスクにかかわる金利変動額と金利スワップ取引の金利変動額との累計を比率分析により測定し、有効性の評価を行っております。なお、有効性の評価は、定期的に実施することとしております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 退職給付に係る会計処理　退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

② 消費税等の会計処理　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

２．会計方針の変更に関する注記

（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更）

平成25年９月13日改正の「企業結合に関する会計基準」等の適用

１．会計方針の変更の内容及び理由（会計基準等の名称）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度より適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。

また、当事業年度の期首以後実施される企業結合について、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

２．遡及適用をしなかった理由等

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58―２項(4)及び事業分離等会計基準第57―４項(4)に定める経過的な扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

３．計算書類の主な項目に対する影響額

これによる計算書類に与える影響はありません。

３．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	3,947百万円
構築物	614百万円
機械及び装置	2,398百万円
工具、器具及び備品	432百万円
土地	1,090百万円
投資有価証券	401百万円
計	8,884百万円

上記は、長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）1,023百万円の担保に供している他、DAINICHI COLOR INDIA PRIVATE LTD.の金融機関からの長期借入金70百万円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　51,745百万円

(3) 保証債務

他社の金融機関等からの借入金等に対し債務保証を行っております。

ディー・エス・エフ株式会社	7,463百万円
ハイテックケミ株式会社	1,075百万円
P.T.HI-TECH INK INDONESIA	491百万円
DAINICHI COLOR INDIA PRIVATE LTD.	312百万円
大日精化（上海）化工有限公司	306百万円
DAINICHISEIKA(HK)COLOURING CO., LTD.	261百万円
HI-TECH COLOR, INC.	242百万円
従業員提携ローン	121百万円
その他８件	277百万円
計	10,550百万円

(4) 受取手形割引高　147百万円

(5) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	6,442百万円
② 長期金銭債権	651百万円
③ 短期金銭債務	5,244百万円

４．損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売上高	6,508百万円
② 仕入高	17,396百万円
③ 営業取引以外の取引高	1,634百万円

(2) 環境対策費

当社の敷地内(東京製造事業所及び東海製造事業所)で、自主的な地下水汚染対策として、土壌入替等を行うことによる発生費用の見込額等を計上したものであります。

(3) 当事業年度に発生しました以下の環境対策費は、環境対策引当金の目的取崩益と相殺表示しております。

環境対策設備の減価償却費	31百万円
その他環境対策費	138百万円
計	169百万円

５．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	230千株	6千株	－千株	237千株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

６．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
環境対策引当金	1,829百万円
退職給付引当金	1,558百万円
関係会社株式	831百万円
信託財産	613百万円
賞与引当金	454百万円
減価償却費	403百万円
たな卸資産	166百万円
投資有価証券	166百万円
その他	542百万円
繰延税金資産小計	6,565百万円
評価性引当額	△1,388百万円
繰延税金資産合計	5,176百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,737百万円
前払年金費用	△1,390百万円
圧縮記帳積立金	△1,129百万円
土地	△183百万円
その他	△10百万円
繰延税金負債合計	△4,452百万円
繰延税金資産の純額	724百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.34％から平成28年４月１日に開始する事業年度及び平成29年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86％に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.62％となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が47百万円、繰延ヘッジ損益が０百万円、それぞれ減少し、法人税等調整額が145百万円、その他有価証券評価差額金が97百万円、それぞれ増加しております。

7．リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械及び装置	900百万円	562百万円	338百万円
工具、器具及び備品	38	32	6
その他	26	23	2
合計	965	618	347

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

１年内	69百万円
１年超	277百万円
合計	347百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

支払リース料	75百万円
減価償却費相当額	75百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

８．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	大日カラー・コンポジット株式会社	所有 直接 100%	原材料の販売 製品の購入 固定資産の売却 役員の兼任	原材料の販売（注）1，2	16,215	売掛金	1,290
				製品の購入（注）1，2	20,722	買掛金	1,919
				固定資産の売却	690	－	－
				固定資産売却益（注）3	219	－	－
子会社	ハイテックケミ株式会社	所有 直接 43.5% 間接 56.5%	製品の購入 役員の兼任	製品の購入(注)1,4	9,506	買掛金	1,818
子会社	浮間合成株式会社	所有 直接 73.3% 間接 21.0%	原材料の販売 役員の兼任	原材料の販売(注)1,5	7,216	売掛金	2,287
子会社	ディー・エス・エフ株式会社	所有 直接 100%	債務保証 関係会社株式の購入 役員の兼任	銀行借入等に対する債務保証（注）6	7,463	－	－
				関係会社株式の購入（注）7	1,642	関係会社株式	1,642
役員の近親者	高橋靖	―	―	固定資産の受贈(注)8	14	土地 建物	13 0

（注）１．価格その他の取引条件は、市場実勢等を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

２．大日カラー・コンポジット株式会社からの製品の購入金額（20,722百万円）は、損益計算書においては同社への原材料の販売金額（16,215百万円）と相殺して表示しております。

３．固定資産の売却価額については、不動産鑑定士の鑑定価格を参考に決定しております。

４．ハイテックケミ株式会社からの製品の購入金額（9,506百万円）は、損益計算書においては同社への原材料の販売金額と相殺して表示しております。

５．浮間合成株式会社への原材料の販売金額（7,216百万円）は、損益計算書においては加工後の同社製品の仕入金額と相殺して表示しております。

６．ディー・エス・エフ株式会社の金融機関からの借入金等（7,463百万円）につき、債務保証を行ったものであり、保証料は受け取っておりません。

７．関係会社株式の購入価格については、第三者機関により算定された価格を基礎として決定しております。

８．高橋靖は代表取締役社長高橋弘二の配偶者の父であり、固定資産の受贈価格については、不動産鑑定士の鑑定価格を参考に決定しております。

９．取引金額は消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

９．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	525円71銭
(2) １株当たり当期純利益	5円57銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月11日

大日精化工業株式会社
　取締役会　御中

監査法人　保森会計事務所

代表社員
業務執行社員　公認会計士　小　山　貴　久　㊞

代表社員
業務執行社員　公認会計士　若　林　正　和　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、大日精化工業株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大日精化工業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月11日

大日精化工業株式会社
　取締役会　御中

監査法人　保森会計事務所

代表社員
業務執行社員　公認会計士　小　山　貴　久　㊞

代表社員
業務執行社員　公認会計士　若　林　正　和　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、大日精化工業株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第113期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人保森会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人保森会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月13日　大日精化工業株式会社　監査役会

監査役(常勤) 橋口典義 ㊞
監査役(常勤) 横田修 ㊞
社外監査役 石山弘 ㊞
社外監査役 永島一夫 ㊞

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株　主　メ　モ

＊事　業　年　度	毎年４月１日から翌年３月31日までの１年
＊定時株主総会	毎　年　６　月
＊基　　準　　日	毎　年　３　月　31　日 なお、必要があるときは取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を臨時に定めることができる。
＊剰余金の配当の基準日	毎年３月31日及び中間配当を実施するときは毎年９月30日
＊株主名簿管理人 特別口座管理機関	東京都中央区八重洲一丁目２番１号 みずほ信託銀行株式会社
＊事務取扱場所	みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
＊お　取　扱　窓　口	お取引の証券会社等。特別口座管理の場合は、特別口座管理機関のお取扱店。
＊特別口座管理機関 お　取　扱　店	みずほ証券及びみずほ信託銀行 フリーダイヤル　0120-288-324 （土・日・祝日を除く9:00～17:00）
＊未払配当金のお支払	みずほ信託銀行　本店および全国各支店 みずほ銀行　本店および全国各支店 （みずほ証券では取次のみとなります）
＊公　告　方　法	当社は公告方法について、電子公告を採用しております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 ※　貸借対照表、損益計算書は、ＥＤＩＮＥＴ（金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）にて開示しております。

ハイテク＆カラー
大日精化